

社会教育法（抄）

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の構成）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

大分県社会教育委員条例（抄）

第一条 社会教育法（昭和24年6月法律第207号）第十五条に基づき社会教育の振興に資するため大分県社会教育委員（以下委員という）をおく。

第二条 委員の定数は二十人以内とする。

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

第四条 委員の任期は2年とする。欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。ただし特別の事情ある場合は任期中解嘱することができる。

第五条 委員は年三回会議（以下「委員会」という）を開く。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。

第六条 委員会は教育長が招集する。

地域の持続的発展に資する人材の育成について（概要）

【第1章】大分県の現状と課題解決に向けた社会教育の役割

第1節 大分県における社会教育の現状と課題

【現状】

- ・人口減少社会の到来
- ・少子高齢化の急速な進行
- ・個人の価値観の多様化
- ・社会経済環境の変化 等

【課題】

- ・社会教育関係団体活動の衰退(担い手不足)
 - ・市町村社会教育主事数の減少 等
- ⇒社会教育関係団体や行政において社会教育を支える人材が不足し、社会教育活動が衰退

第2節 地域の持続的発展のために社会教育が目指すもの

- (1) 地域コミュニティを活性化する
- (2) 地域人材を育成する

社会教育の役割は
地域コミュニティを
支える人材の育成

【第2章】地域人材育成の具体的な視点

第1節 将来の地域を担う子どもたち

- (1) 子どもたちに地域への愛着を育む
 - ・地域の中で学んだり遊んだりする豊かな体験や地域課題への主体的参加
- (2) 学校教育と社会教育とが一体となった取組を進める
 - ・「協育」ネットワークと学校との組織的連携の推進や地域学校協働活動推進員の育成

第2節 地域活動でつながる地域住民

- (1) 地域活動へのきっかけをつくる
 - ・多様な住民の地域活動参加を促し、個人の成長と住民相互のつながりを構築
- (2) 包摂性のある地域コミュニティを構築する
 - ・多様な人々が共に学び合う環境づくりを通じた共助のネットワーク構築の実現

第3節 世代間のつながりを紡ぐ高齢者

- (1) 人生100年時代を豊かに生きる
 - ・豊かな知識・経験を生かし、地域コミュニティの担い手として活躍する高齢者
- (2) 世代間交流の創出・外部人材の活用に取り組む
 - ・地域内外の若者や外部人材と地域の高齢者との地域活性化への取組

【第3章】社会教育行政の役割

第1節 社会教育関係職員に求めること

- ・「学びの循環」の構築を可能にする取組
- ・社会教育主事の活躍

第2節 社会教育施設に求めること

- ・人材育成の取組への積極的な仕掛け
- ・ICT学習機会の充実と環境整備

第3節 県社会教育行政に求めること

- (1) 市町村及び社会教育関係団体の取組を支援する
 - ・情報提供・相談体制の整備、オンライン研修を含めた多様なコンテンツ整備による研修強化、県域全体での活動や先導的な取組による人材育成
- (2) 県立社会教育施設が担う役割
 - ・大分県立図書館、香々地青少年の家、九重青少年の家それぞれの機能を発揮した地域人材育成
- (3) 将来の大分県の社会教育を描く
 - ・地域人材育成に向けた県社会教育行政の今後の方向性の明確化

大分県社会教育委員会議による建議

「地域の持続的発展に資する人材の育成について」

大分県社会教育委員会議

令和３年１月２７日

はじめに

大分県社会教育委員会議では、令和元年 6 月から「地域の持続的発展に資する人材の育成について」をテーマに研究調査を開始し、このたび建議を取りまとめました。

地方の衰退とその対策については、さまざまな議論が行われています。数年前には『地方消滅』という書物が出版され、896 の自治体が 2040 年に消滅する可能性があるという試算が示され、話題になりました。まことに衝撃的な数字ですが、有効な対策ははまだ見出されていないようです。

地方の人口が減り続け、やがて人の住まない地域が生まれてくる。それは、研究者の指摘を待つまでもなく、地方で起こりつつある現実です。これに対して、いま私たちに何ができるのか。このテーマに取り組んだ背景には、そのような思いがありました。

二十人の社会教育委員は、それぞれ所属する団体や施設が異なり、抱える問題にも隔たりがあります。しかし、このテーマへの関心は全委員が共有しており、立場の違いを超えて、熱心な議論が重ねられました。議論の過程では、①地域を担う子どもたちの育成部会、②地域づくりへの住民参加促進部会、③高齢者の地域づくり参加促進部会、④社会教育施設部会の 4 つの部会を立ち上げ、内容を深めていきました。

建議は全3章から構成されています。

第1章では、人口減少や地域コミュニティの衰退についてデータを提示し、社会教育の重要な役割が、地域コミュニティを支える人材の育成にあることを確認しています。

第2章では、地域人材の育成のため、子どもたち、地域住民、高齢者の3つの視点から社会教育の取組の方向性を整理しました。

第3章では、第2章で整理した社会教育の取組の方向性に対して、社会教育行政に何が期待されるかを述べています。

地域の衰退に歯止めをかけ、その活力を維持していくことは大分県にとって喫緊の課題です。

この建議が、県教育行政において、地域の持続的発展のための施策へと生かされることを願っています。

令和3年1月

大分県社会教育委員長 盛本 功爾郎

【目次】

第1章 大分県の現状と課題解決に向けた社会教育の役割

第1節 大分県における社会教育の現状と課題	2
第2節 地域の持続的発展のために社会教育が目指すもの	4
(1) 地域コミュニティを活性化する	
(2) 地域人材を育成する	

第2章 地域人材育成の具体的な視点

第1節 将来の地域を担う子どもたち	6
(1) 子どもたちに地域への愛着を育む	
(2) 学校教育と社会教育とが一体となった取組を進める	
第2節 地域活動でつながる地域住民	9
(1) 地域活動へのきっかけをつくる	
(2) 包摂性のある地域コミュニティを構築する	
第3節 世代間のつながりを紡ぐ高齢者	11
(1) 人生100年時代を豊かに生きる	
(2) 世代間交流の創出・外部人材の活用に取り組む	

第3章 社会教育行政の役割

第1節 社会教育関係職員に求めること	14
第2節 社会教育施設に求めること	15
第3節 県社会教育行政に求めること	16
(1) 市町村及び社会教育関係団体の取組を支援する	
(2) 県立社会教育施設が担う役割	
(3) 将来の大分県の社会教育を描く	

第 1 章 大分県の現状と課題解決に向けた社会教育の役割

大分県の人口は 1985 (昭和 60) 年以降、緩やかな減少が現在まで続いています。今後は、少子高齢化の急激な進行により人口減少が加速度的に進行し、地域コミュニティの維持が困難になっていくのではないかと心配される状況にあります。

そのような中、社会教育は地域コミュニティの活性化に貢献する取組を進めていかななくてはなりません。大分県は、社会教育を取り巻く様々な環境は決して明るい状況にはありません。

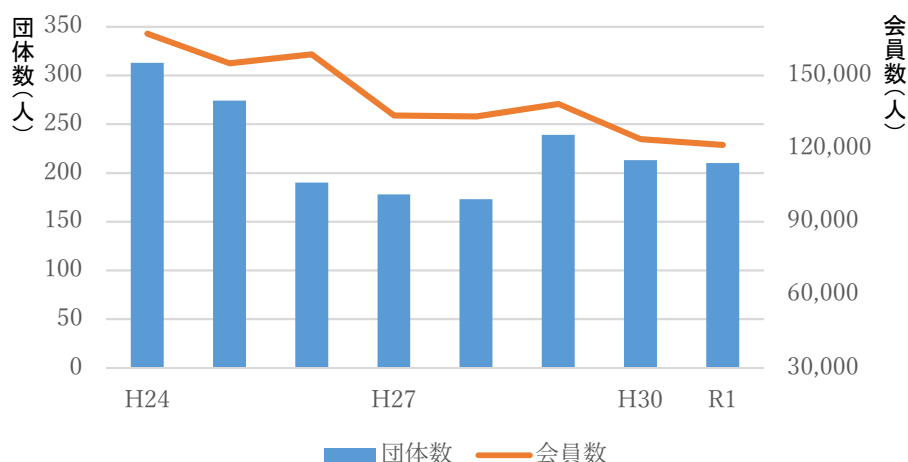
第 1 章では、様々な課題に直面する中、誰もが住みたい場所で、生涯にわたり豊かな人生を送ることができる地域コミュニティを持続させるために、社会教育にできることは何かについて、第 1 節「大分県における社会教育の現状と課題」、第 2 節「地域の持続的発展のために社会教育が目指すもの」を通してその役割について考えていきます。

第 1 節 大分県における社会教育の現状と課題

国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年に公表した推計によると、大分県の人口は、2020 (令和 2) 年には約 113 万人であるのに対し、2045 (令和 27) 年には約 90 万人まで減少するとされており、今後、年間 9 千人もの人口減が続くと予想されています。この推計によれば、2045 (令和 27) 年の年少人口 (15 歳未満) は約 10 万人、老年人口 (65 歳以上) は約 35 万人で、高齢化率 (人口全体に対する老年人口の割合) は約 40% に達し、人口減少と同時に少子高齢化が急速に進んでいくことが予想されています。

こうした社会の変化は、これまで前提とされていた様々な仕組みや制度に大きな影響を与えており、社会教育を取り巻く環境も例外ではありません。

次の図は 2012 (平成 24) 年から 2019 (令和 1) 年にかけて大分県内の社会教育関係団体の団体数及び会員数の推移を示しています。

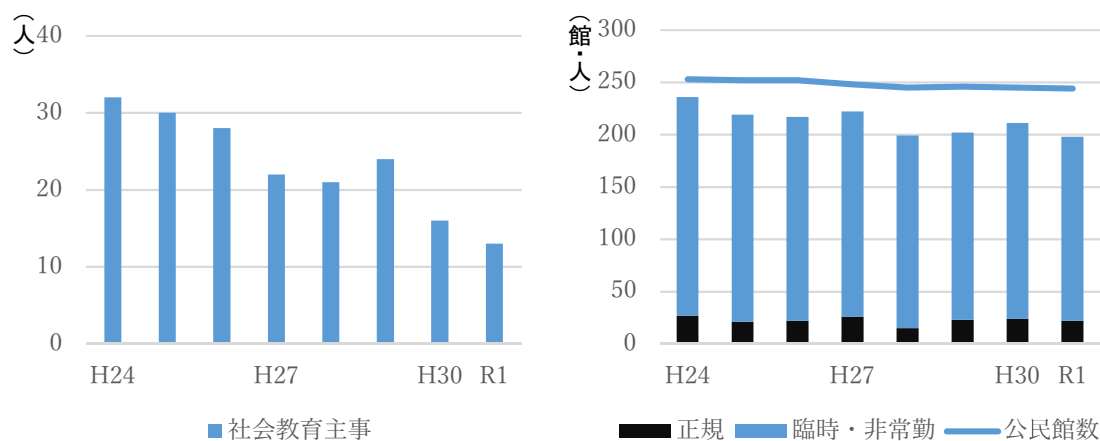


社会教育関係団体 (青少年・成人・婦人・その他団体) の団体数と会員数の推移

(大分県の生涯学習・社会教育から作成)

社会教育関係団体とは、子ども会や PTA、地域婦人会などの団体のことで、地域の様々な活動を通じて中核となる人材を育成するなど、地域コミュニティの形成に重要な役割を果たしてきました。近年は団体数や会員数の減少により、また、後継者不足によって活動が縮小傾向にあります。

また、次の図は 2012(平成 24)年から 2019(令和 1)年にかけて大分県内各市町村における社会教育主事数と公民館数及び館長数の推移を示しています。



市町村における社会教育主事数の推移

公民館数及び館長数の推移

(大分県の生涯学習・社会教育から作成)

社会教育主事¹は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行うものに対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担います。社会教育行政の中核的な専門職としての役割を果たす社会教育主事ですが、その配置数は特に市町村において減少傾向にあります。

そして、地域の学習拠点であり、社会教育施設として中心的な役割を果たす公民館²の状況を見てみると、館数の変化はあまり見られないものの、館長数は減少傾向にあります。このことから、複数の公民館を兼任しながら働いている公民館長が増加している現状が窺えます。

また、館長数の内訳に注目すると、全体の 9 割近くを臨時・非常勤職員が占めているという現状が見て取れます。

人口減少や個人の価値観の多様化など社会経済環境の大きな変化や、行財政改革が進められた結果、社会教育関係団体や行政において社会教育を支える人材が不足するという状況が全国各地で生じています。大分県においても同様の状況が見られる中、地域における様々な社会教育活動が衰退していくことが懸念されます。

1 社会教育法第 9 条の 2 に、「都道府県及び市町村の教育委員会事務局に、社会教育主事を置く。」と規定されており、地域の社会教育振興に取り組む専門的人材としての活躍が期待されています。

2 社会教育法第 20 条に、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と教育機関としての位置付けが規定されています。

第2節 地域の持続的発展のために社会教育が目指すもの

(1) 地域コミュニティを活性化する

地域の持続的発展とは、その地域が将来にわたり人の住み続けることができる地域であるということです。そしてここでいう地域とは、私たちが暮らし生活する場所のことを指しています。挨拶を交わす顔なじみの人がおり、そこに暮らす子どもたちが学びや遊びの中で育まれ、災害時にはお互いに助け合う人々が暮らしている場所です。そこでは地縁に基づく自治会・町内会・婦人会・老人会・青年団・子ども会などの組織が形成されており、私たちはそれらに所属することなどを通じて、地域とそこに暮らす住民に対し、一定の連帯ないし相互扶助の意識を自然と持つことができるようになっていきます。このように、私たちの暮らす社会には地縁や住民間のつながりに基づいた地域コミュニティが形成されてきたのです。

現在、その地域コミュニティが危機に直面しています。

それは、人口減少と住民間のつながりの喪失による地域コミュニティ崩壊の危機です。少子高齢化に伴う人口の減少は地域コミュニティの根幹を揺さぶり、その存続に大きな影を落としています。また、急速な社会経済環境の変化とともに地域内の人間関係が希薄化し、地域コミュニティの要である住民間のつながりが失われつつあります。

地域コミュニティは、私たちが日頃その恩恵を意識することは少ないとしても、行政サービスだけでは行き届かないところで地域の人々の暮らしを支え、いざという時のセーフティネットとなる重要な役割を果たしてきました。子どもの登下校の見守りや災害時など緊急時における助け合い、地域の美化活動や治安の維持、地域の伝統文化を継承していくことなど、その担ってきた役割は決して小さいものではありません。地域の持続的発展のために、地域コミュニティを活性化していかななくてはなりません。

しかし、かつての地域コミュニティと現在のそれとではその活性化に向けて取り組むべき課題は大きく異なります。豊富な人材と住民間のつながりにより、役員等も代替わりしながら地域コミュニティを皆で支え合ってきた時代は過去のものになりつつあります。人材と住民間のつながりを失いつつある地域コミュニティを活性化するために、今後どのようなことに取り組んでいくべきなのでしょう。

私たち大分県社会教育委員会ではそれを「地域人材を育成すること」であると考えます。

(2) 地域人材を育成する

地域コミュニティを活性化していく営みとは、その地域に暮らす一人ひとりが生きがいを持ってそれぞれの人生を送り、住民相互の関わりの中で自己肯定感の高まりやつながり意識を地域の中で感じることができる生き生きとした地域コミュニティを形成していくことです。このことは、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動、職業等に生かすことのできる生涯学習社会³の実現を目指すことと歩を同じくするものであり、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たす社会教育の取組が地域コミュニティを活性化していくための鍵となるのです。

社会教育⁴とは、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするもので、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものです。

地域の中で実践される社会教育は、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組を推進していくことで地域コミュニティを活性化していくエンジンとなり得るのです。

この建議では、社会教育による地域人材の育成を以下の 3 つの視点に基づいて考えていきます。

- ① 将来の地域を担う子どもたちを育成していくという視点
- ② 地域住民が地域活動を通じてつながり合うという視点
- ③ 地域づくりを通じて高齢者を中心に多世代がつながり合うという視点

そして、これらの視点に基づき、社会教育行政が人材育成の取組を進めたり支援したりする上で果たすべき役割について提言をまとめていきます。

大分県内の各地域には、多様な地域住民による多様な地域コミュニティが形成されています。一方で、人口減少により地域住民の多様性が失われつつある地域も存在します。地域コミュニティを活性化し、未来へとそれらを受け継いでいくために、それぞれの地域の実情を踏まえ、社会教育を基盤とした人材育成の取組が、各地域で実践されていくことを期待します。

3 教育基本法第 3 条に「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」という生涯学習の理念が示されています。

4 社会教育法第 2 条に「学校の教育課程として行われる教育の活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。」と定義されています。

第2章 地域人材育成の具体的な視点

地域人材の育成に向けて社会教育の取組を進めていくには、地域の自然・社会環境や住民の世代等、地域の実情を踏まえた取組を考えていくことが大切です。同時に、個々人の価値観に基づく要望や、めまぐるしく変化する社会経済環境の変化に対応するための取組も必要です。

第2章では、第1節「将来の地域を担う子どもたち」、第2節「地域活動でつながる地域住民」、第3節「世代間のつながりを紡ぐ高齢者」を通して地域住民の「世代」に注目した社会教育での地域人材育成の視点について考えていきます。

第1節 将来の地域を担う子どもたち

(1) 子どもたちに地域への愛着を育む

地域を持続可能なものにしていくためには、若者や子どもがその地域に住み続けることが必要であり、彼らが主体的に「住みたい」、「県外に出て行っても戻ってきたい」と考えるようになる取組が求められます。それには、特に子どもの頃から「地域への愛着」を育てていくという視点が大切です。

地域への愛着を育むためには「学び」や「遊び」が重要で、就学前を含め学齢期の各段階で地域について学習したり、地域の中で元気よく無心に遊び回ったりする豊かな体験や機会を持つことが必要です。具体的には、地域の歴史や地理、伝統文化・芸能、産業などを学んでいくことや野外活動・自然体験・宿泊体験などを通じて体験に根差した地域での活動に取り組んでいくといったことが求められます。そして、たくさんの地域の人との関わり合いの中でそのような取組が行われることが大切です。

また、子どもたちは将来の大人として期待されるだけでなく、現在の主役として子ども自身が尊重されなければなりません。現在の地域の課題は何も大人たちだけの問題ではありません。子どもたちも地域住民の一人として主体的に地域課題解決に取り組んでいく役割が与えられ、自分たちの力が地域に役立つことを体験的に学んだり経験したりすることで地域への愛着が育まれていくのです。

＜事例＞ 臼杵っこガイド及び学芸員育成事業(臼杵市)

ふるさとを活用した学びからふるさとを大切に思う気持ちを育てるため、学校教育の取



【臼杵石仏を案内する認定ガイド】

組として各学校での受験が可能な「臼杵っこ検定」を実施している。検定の中・上級合格者の中から希望書を募り、年４回の講習会を経て、ガイド及び学芸員を認定し、認定者には認定書の交付を行っている。

市内の小学校５年生から中学校３年生を対象としており、令和２年度までに合計(延べ)115名が認定され、臼杵石仏や臼杵市歴史資料館で活躍している。

(2) 学校教育と社会教育とが一体となった取組を進める

新しい学習指導要領⁵では「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、各学校での取組が始まっています。また、大分県では、80%を超える小中学校が、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置しています。

これにより、従前から市町村の社会教育行政が進めてきた学校関係者・保護者・地域住民・社会教育関係団体等が子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援する「協育」ネットワークと学校との組織的連携が一層求められるようになりました。



コミュニティ・スクールと「協育」ネットワークの仕組み

5 令和２年度に小学校から順次実施され、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が理念として掲げられています。

「協育」ネットワークの仕組みの核となるのが、地域ボランティアをまとめ、学校とのつなぎ役となり、子どもたちに必要な様々な活動を支える地域学校協働活動⁶推進員（「協育」コーディネーター）の存在です。今後、地域学校協働活動推進員を各地域で継続的に育成していくことがとても重要になってきます。

そして、子どもたちが地域へ愛着を持つことは、学力同様とても大切なことであり、豊かな体験活動等を通して育むという視点を学校教育と社会教育とで共有していくことが求められます。

地域が学校と連携するためには、学校のパートナーとしての機能・実態を持った地域コミュニティを維持することが必要です。学校支援や放課後の活動等で地域の大人が子どもたちに教えるために、まず大人自身が学ばなければなりません。学校に関わることにより、大人の学びや生活も豊かになっていくのです。その学びを支えていくために、公民館をはじめとした地域の学びの場や ICT の活用など多様な形態による学習機会を整備するなど、社会教育を通じた地域コミュニティの活性化を図ることが求められているのです。

<事例> 本匠地区協育ネットワーク会議（佐伯市）

平成 30 年度に国民文化祭の大分大会が開催されることとなり、これを契機に本匠校区



【杖踊りの練習をする小学生】

で文化芸術の振興に対する機運が高まった。そこで、これまで個別に行っていた文化祭を小・中学校、公民館及び文化協会の合同の文化芸術祭として開催することになった。開催にあたり、小・中学校の取組としてふるさとの伝統芸能である「神杖（かみつえ）踊り」「小半団七（おながらだんしち）、扇子

踊り」を学習し、文化芸術祭で踊りを披露することが決まった。そのためコーディネーターが窓口となり、地域学校協働活動の一環として地域住民等の幅広い参画により、伝統芸能の継承を軸とした活動を行った。

この取組は令和元年度も行われ、今後も続けていく方針となっている。

6 幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が目標やビジョンを共有しながら、相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことで、平成 29 年の社会教育法改正により法律に位置付けられました。

第2節 地域活動でつながる地域住民

(1) 地域活動へのきっかけをつくる

地域コミュニティを活性化し、地域を持続させていくためには若者や現役世代など社会教育への参加が少ない層への働きかけを工夫し、より多様な住民の主体的参加を促す視点が求められます。

その第一歩である地域活動への参加につながるきっかけとしては、子育て・子どもの教育に関することや防災や健康といったテーマなど、地域や個人の実情を踏まえた参加しやすい活動が考えられます。地域活動に参加を始めた人たちに対しては、その後、つながりを維持し、そこから発展してさらなる別の活動へとつなげていくことが大切です。

社会教育を通じ、最終的に目指すのは、個人の幸福な人生と、持続可能な活力ある社会の実現であり、多様な地域住民が参加することによって地域活動を活性化していくことはとても重要な視点なのです。

とはいえ、社会教育への参加が少ない層にどのように参加を促していくかという問題は、これまでも、これからも、社会教育の大きな課題です。

地域住民が地域活動に参加するということについては、興味・関心があるという視点のほかに、そこに何かしらの困り(課題)があるという視点も重要です。その困り(課題)が自分たちと関係しており、それを解決しないと自分たちが困った状況になるならば、地域住民の多くが関心を持つことでしょう。

地域の課題はわかりやすく誰の目にも明らかであることもあれば、教えてもらったり皆で話し合ったりしなければ気付くことができないものもあります。社会教育の取組は、そこに学びの過程があることが重要で、個人の成長と住民相互のつながりを構築し学び合う中で深まっていくものであり、それが面白さでもあります。地域の課題に対して、住民が自ら学び、解決に向けた取組を進めていくことが、地域活動の在り方の一つとして実践されていくことが期待されます。

<事例> 深見地区まちづくり協議会(宇佐市)

深見地区まちづくり協議会は、深見に住んでいる人、深見に勤務している人、深見出身者、当協議会の目的に賛同する個人または団体から構成されている。



活動拠点となっている宇佐市地域交流ステーション(旧深見中学校校舎)の指定管理を受託し、料理教室等の各種講習会を開催し、受講料や宿泊料などを徴収、公園や農林道の管理業務を行うことにより自己資金の確保と地域の経済循環を図っている。

また、同ステーションには大分大学のサテライトラボが設置されたことから、同大学をはじめとした県内大学との連携を推進している。

平成30年度には1年間かけて大分大学の協力のもとワークショップや住民アンケート調査を行い、翌年、挙げられた地域の課題や要望をもとに「まちづくり計画」を策定し、学校支援、小規模集落応援、伝統工芸の伝承、インターンシップの受け入れ、ワンコイン居酒屋、「まちづくり便り」の発行(毎月)など多岐にわたる事業を実施している。

(2) 包摂性⁷のある地域コミュニティを構築する

誰もが願う安全・安心で幸福感の高い地域社会を築いていくためには、地域社会に暮らすすべての人が誰一人取り残されことなく、自分らしく安心して暮らせる社会を実現するという視点が重要です。今回の新型コロナウイルス感染症に直面した地域社会は、これまでとは全く違った課題に直面すると同時に、地域内に潜んでいた既存の課題に改めて気付かされました。特に、社会的に弱い立場にあり、困難を抱える人たちへの支援は社会教育の側面からも必要とされています。より多様で複雑化する課題に向き合う中で、すべての人が生涯にわたって主体的に学び続けることのできる環境を整備し、多様な人々が共に学び合う場を提供していくことが社会教育に求められているのです。

包摂性のある地域コミュニティの構築には、住民一人ひとりが排除されたり差別されたりすることなく、地域社会の一員として認められるとともに、自らの個性を生かして幸せに生活でき

⁷ 2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標を掲げています。社会的包摂(social inclusion)は社会的排除の反対の概念になります。

ることが重要です。そのためには、住民が抱える地域課題や福祉課題に対して社会教育を通じた問題解決に取り組んでいくことが求められます。

地域の民生委員や介護福祉士等の方々は業務の中で住民の困り(課題)について多くの情報を持っています。福祉課題については地域の社会福祉協議会が、子どもの問題については学校が重要な情報を保有しています。それぞれの取組・活動の多くはお互いにつながっており、課題解決に向けて、それぞれの関係者のできることで協働していく仕組みがあれば、地域社会の中でかなり有効な取組が実践できるのです。

社会教育はそれぞれの参加者をつなぎ、協働したり補い合ったりすることでよりよい地域コミュニティの形成に資することができます。また、それぞれの参加者が他の参加者とつながることによって新たな方向性への気づきやさらなる成長への手掛かりを得たりすることができるのです。多様性が地域コミュニティを強固にしていくのです。今後、様々な地域において誰一人取り残さないための共助のネットワークが社会教育を通じて構築されることが期待されます。

第3節 世代間のつながりを紡ぐ高齢者

(1) 人生 100 年時代を豊かに生きる

大分県を含め、今後の日本社会では、高齢化率の上昇と同時に健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)も延伸していくものと考えられています。世界一の水準を誇る平均寿命と共に、多くの人が元気で長生きすることが可能になった長寿社会を実現した社会は、称えられるべき素晴らしいものであるはずです。

しかし、高齢化率の高まりの課題という側面ばかりが意識されてしまうのは、高齢者をすでに役割を終え、社会から支えられる者であると捉える従前の高齢者観が根強いためではないでしょうか。

人生 100 年時代と言われる時代にあって、これまでの「教育→仕事→引退」という 3 ステージの単線型人生モデルでは引退後の長い人生を充実させるには不十分で、これからはそれぞれのステージの途中で新たな節目や転機が出現するマルチステージ⁸の人生モデルが人々の基本的な人生設計の考え方になっていくと考えられています。

そうした考えの中、高齢者に対しては、人生の中で培ってきた豊かな知識・経験を生かし、地域コミュニティの重要な担い手として活躍していく存在であるという視点を持って捉え直していくことが大切です。

8 人生 100 年時代というコンセプトを提唱したロンドン・ビジネススクールのリンダ・グラットン教授の著書「ライフシフト」では、長寿人生においては各ステージの途中で新しい節目や転機が出現し、新たなステージに移行したり戻ったりするマルチステージになるとされており、そのような人生では、お金のような有形資産とともに、スキル・健康・人間関係といった無形資産に投資し育むことが生産的で豊かな人生に必要であると説いています。

加えて、高齢者が生き生きと活動する姿を地域の中で見せていくことは、子どもや若者が人生の成熟の意味を理解し、将来への希望を持つことにつながります。地域の高齢者と多世代とがつながっていく活動は、持続的な地域コミュニティの構築に欠かせないものであり、そこに若者世代を巻込んでいくことで、地域活動は仕事を引退した後から始めるもの、というこれまでの人生モデルを見直す手掛かりになることも期待されます。

(2) 世代間交流の創出・外部人材の活用に取り組む

これまで、地域活動の主体は青少年団体や婦人会、老人会などの地縁組織がその受け皿として役割を担ってきました。しかし近年、これら既存組織への加入数は減少傾向にあり、後継者不足が深刻化していることなどから、新たな人材の発掘が求められています。人々のニーズ・価値観の多様化に対し、新たな受け皿となり得る多様なきっかけづくりや体制づくりが求められており、学び直しの機会⁹など、新しい時代の社会教育の充実に向けた取組を進めていかなくてはなりません。それと同時に、既存組織の活動を活性化し、地域の社会教育活動を育み、次世代へとつないでいくことも大切なことです。

地域で実践されてきた素晴らしい活動が時代の流れや参加者の減少とともに衰退していく現状に対し、「ワカモノ」や「ヨソモノ」とのつながりを積極的に構築していく視点を取り入れることで、学びや活動の幅を広げていくことができます。地域内外の若者や外部人材¹⁰を活用した取組は各地域で実践されており、地域の活性化に大きな役割を果たしています。

高齢者を中心とした世代間交流は、高齢者の生きがいを高めるだけでなく、青少年にとっても高齢者との交流を通して豊かな人間性や職業観、人生観等を人生の先輩から学ぶことができる機会になります。

また、地域に住んでいる人が持っている力、経験や技能に光を当て、新たな活躍の場を提供する、いわば「地域再発見」とも言える人材発掘の取組も必要です。

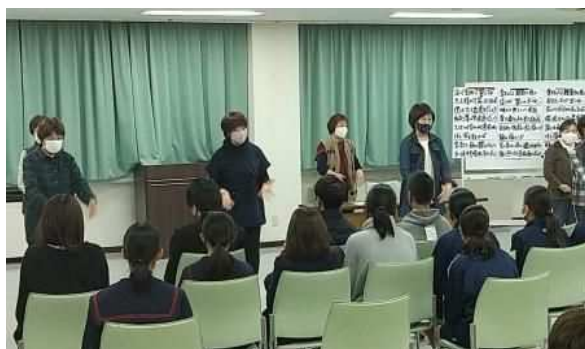
加えて、若者が有するICT機器の使用方法等の知識を高齢者に教授するといった場を設けるなど、それぞれの得意分野を生かした学びや活動を創出していく視点をもった連携・協働の活動が社会教育で実践されていくことが望まれます。

9 文部科学省等では、社会人・女性・高齢者等の多様なニーズに対応したり新しい時代に求められる知識・技術を習得したりするために大学や専修学校等のリカレント(学び直し)教育の推進に向けた取組を進めています。

10 教育による地域活性化のための外部人材活用制度として、地域おこし協力隊・地域おこし企業人・外部専門家制度があり、これらの制度は導入に際して国による支援を受けることができます。

＜事例＞ 耶馬溪町地域婦人団体連合会(中津市)

耶馬溪町地域婦人団体連合会は、高齢者施設を訪問し合唱や演芸を通じた交流を毎年



行ってきたが、コロナ禍の中、実施ができなかった。代わりに何かできないかと、地元の中高生で組織された耶馬溪ジュニアボランティアリーダーや行政関係者、公民館職員等とともに知恵を出し合い、婦人会とジュニアボランティアリーダーとの共同手話コーラスをビデオレターにして施設に届けることにした。

【ジュニアボランティアリーダーに練習の成果を披露する婦人会のメンバー】

婦人会とジュニアボランティアリーダーの手話コーラス指導を地元高校の元校長先生が講師として指導し、撮影や映像の編集は地域おこし協力隊員が請け負い、DVD に録画するなど、様々な関係者の手によりビデオレターが制作され高齢者施設に届けられた。

第3章 社会教育行政の役割

地域の持続的発展のためには、地域コミュニティを活性化していくことが大切です。そのためには、第2章で述べてきたような視点からの人材育成が社会教育関係団体やNPO、学校教育や社会教育などの様々な主体によって推進されなければなりません。

社会教育を推進していく上での公的な主体である社会教育行政は、人材の育成に向けてどのような役割を果たしていくことが求められるのでしょうか。

この建議の最終章は、第1節「社会教育関係職員に求めること」、第2節「社会教育施設に求めること」、第3節「県社会教育行政に求めること」を通して社会教育行政の役割について考えていきます。

第1節 社会教育関係職員に求めること

行政の役割については、社会教育法第3条に「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない」と述べられています。

これまで、県教育委員会や市町村教育委員会が主体となり、様々な機会や場において社会教育の取組が実践されてきました。今後は特に、地域コミュニティを活性化していくための人材を育成していく視点を大切にしたい取組が求められます。

例えば、学習機会の提供に際しては、趣味・教養といった自己完結型の学習だけではなく、身に付けた学びを、地域活動の現場で実践したり、周囲の人を巻き込んでいくとともに、地域活動の現場で出てきた課題を解決するためにさらに学びを深めていったりする「学びの循環」の構築が可能になるような取組を実践していくことが求められます。

そのような視点を踏まえた地域での人材育成の取組には、社会教育関係職員¹¹の役割がとても重要になってきます。これまでの取組を常に見直し、地域人材の育成といった現代的な課題に対し今何をすべきかを考え実践していくことが求められます。

その中でも、社会教育主事は社会教育を行う者に専門的・技術的な指導・助言を行う職員であり、社会教育行政の企画・実施を通して地域住民の学習活動を支援する中心的な役割を担っています。地域コミュニティを活性化していくための人材育成を社会教育の中で実践していく上で特に中心的な役割を担っていかなくてはなりません。

11 教育委員会に置かれている社会教育主事(補)や、社会教育施設に置かれている公民館主事、司書(補)、学芸員(補)、社会教育指導員などが挙げられます。このほかにもカルチャーセンターの職員など、民間においても様々な機会や場所で活躍している専門的職員も少なくありません。

今後、社会教育士¹²、NPO や企業等の多様な主体と連携・協働して社会教育事業の企画・実施による地域住民の学習活動の支援に力を注いでいくことが期待されているのです。

第 2 節 社会教育施設に求めること

社会教育には社会教育施設¹³という拠点となる場が設けられています。これら施設は、地域住民に利用されていくことでその価値が構成されていく、まさに地域住民と一体となった施設であり、地域コミュニティ活性化の拠点としての役割が期待されます。

新型コロナウイルス感染症は社会教育の実践の場である社会教育施設を休館に追い込み、地域の社会教育活動は一時的に機能不全に陥りました。政府の緊急事態宣言¹⁴が発令される中、大分県の社会教育施設の 78%¹⁵が休館を余儀なくされ、一部開館している施設でも、ほとんどの施設で来館者の受入れが中止されました。日本全国はおろか全世界的に社会経済活動が停止する中でやむを得ない決定が各施設でなされました。

しかし、今後の社会教育施設の役割を考える上で、新型コロナウイルス感染症による災禍からとても重要な視点を与えられました。それは、社会教育施設が地域住民の学びを保障し続ける施設であり続けるために何をすべきかという視点であり、社会教育施設はその原点ともいえる視点に立ち返るとともに、学びのプロセスの中から人材を育成していくための視点をしっかりと踏まえた取組を進めていかなければなりません。

社会教育施設は、多くの利用者が気兼ねなく利用できる「自由なたまり場」であると同時に、施設を拠点として人をつないだり地域づくりにつなげたりする取組を積極的に仕掛けていくことで地域の学びの拠点としての役割を果たしていかなければなりません。

また、ICT 等の新しい技術は、今後ますます私たちの生活に不可欠なものとなり、世代や地域、経済状況等に関わりなく誰もが ICT 等に関するリテラシーを身に付けることができるよう、社会教育施設での学習機会の充実が図られなければなりません。そのための環境整備を進めることも大切です。現在、県内の社会教育施設の状況は、全体の 41.0%¹⁵で ICT 機器とインターネット接続環境があり、無線接続環境については全体の 11.7%¹⁵で整備されています。

12 社会教育主事講習等規程の改正(令和 2 年 4 月 1 日施行)により、改正に基づいた社会教育主事講習修了者または社会教育主事養成課程修了者は「社会教育士」と称することができるようになりました。

13 大分県には、公立公民館(244 施設)、図書館(35 施設)、博物館(14 施設)などの社会教育施設が地域の生涯学習・社会教育の拠点として設置されています(数字は令和 2 年 3 月現在)。

14 令和 2 年 4 月 16 日に政府による緊急事態宣言が全都道府県に発令され、5 月 15 日に大分県で、5 月 25 日にすべての都道府県で解除されるまでの間、外出自粛を始め様々な行動が制約されました。解除後もコロナ禍は全世界的な社会経済環境に甚大な影響を及ぼし続けています。

15 大分県教育委員会が調査した「社会教育関連事業の取組ならびに社会教育施設の状況に関する調査(令和 2 年 9 月)」から算出された数値です。巻末資料の調査報告書に詳細が示されています。

今後、地域の実情を踏まえ、集める社会教育とともに、オンラインによるつながりを創出すること等により、届ける社会教育を推進していくための拠点として社会教育施設が機能していくことも求められており、ICT 機器やインターネット環境を計画的に整備していくことも大切です。

社会教育施設には地域の学習拠点としての役割のほかに、地域課題解決のための拠点や地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、さらには地域の防災拠点としての役割等が求められるようになってきています。

公民館や図書館、青少年施設等がそれぞれの特性を生かし、地域の実情を踏まえ、地域の社会教育施設としての役割を果たす中で、地域住民と一体となった人材育成への取組が推進されていくことが期待されます。

第 3 節 県社会教育行政に求めること

(1) 市町村及び社会教育関係団体の取組を支援する

地域コミュニティの活性化に向けた地域人材の育成は、市町村の限られた範囲の地域内で実践される社会教育の取組が主体となります。ゆえに、このような最前線の取組を支える社会教育関係職員や社会教育施設は、多くの場合、市町村の職員であり、公民館等市町村の社会教育施設であるはずで

す。

このことを踏まえ、県は市町村の取組をしっかりと支援しなければなりません。

具体的には、まず、県内だけに留まらず全国各地域での人材育成の取組に係る情報を収集し整理するとともに、情報の発信力を強め、市町村の求めに即応できる情報提供・相談体制を整備していかなければなりません。

さらに、社会教育関係職員や社会教育関係団体に対する研修の強化も大切な取組です。地域コミュニティの活性化に向けた地域人材育成のために必要な視点を研修に組み込んでいくとともに、オンライン研修を含めた多様なコンテンツを整備し、質と内容の充実とともに、より多くの関係者が受講できる体制を整えていくことが求められます。

また、県の役割として、広域的な観点から県域全体での活動や先導的な取組としての実施などを視野に入れ、直接人材育成を行うことも必要です。

(2) 県立社会教育施設が担う役割

大分県立図書館・香々地青少年の家・九重青少年の家それぞれの施設は、その特性を生かし、持てる機能を発揮することで市町村を支援したり、直接的に地域人材を育成したりする新たな視点での取組が求められます。

大分県立図書館は、平成 29 年 3 月に閉館した大分県立社会教育総合センターの機能が付加され、図書館に生涯学習センターの拠点機能が備わった全国的にも例を見ない画期的な社会教育施設となりました。

今後、市町村の地域人材育成への取組を支援していくためにも、生涯学習センターとしての役割を強化していくことが求められます。従来の図書館奉仕に加え、地域や学習者の課題解決に向けた新たな研修や講座、多様なコンテンツの提供等を通じ人材育成に努めなければなりません。また、県内市町村の公民館等社会教育施設の中心的存在として、情報提供や相談体制を整備し、市町村の社会教育施設にとって困ったときに頼りになる施設となっていくことが求められます。

香々地・九重青少年の家は、大自然に囲まれた優れた立地条件の下での自然体験・集団宿泊体験活動が提供できる施設です。指定管理が進む全国の青少年教育施設の中であって、教育委員会が直営を堅持し、現職の教員を配置する全国でも有数の施設です。

両施設はその特性や機能を十分に生かし、学校教育との連携を深め、子どもたちの自然体験や宿泊体験活動などの魅力的なプログラムを提案し、新たな学習活動を創造する教育機関としての役割を果たしていくことが求められます。併せて、学校だけでは解決が難しい不登校など青少年が抱える様々な課題の解決に向けて青少年の家ならではの新たな取組の創造が求められます。

また、これら青少年の体験活動等を支援するため、指導者たる人材を育成するとともに、プログラムや手法を市町村や各種団体に普及していくことも必要です。

(3) 将来の大分県社会教育を描く

県の社会教育行政は市町村を超えた広域的な観点から、社会教育の振興を図っていかなくてはなりません。また、変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びを支援していくための具体的な方策を示していく必要があります。

この建議は、地域の持続的発展に資する人材を育成し、地域コミュニティを活性化していくことが大分県の未来にとって必要なことであると提言します。

大分県民の誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動、職業等に生かすことのできる生涯学習社会を実現し、個人の人生の充実と社会の持続的発展を社会教育の振興を通して目指すことが大分県社会教育行政の務めです。

その実現のために、この建議による提言を踏まえた取組を進めていくことが求められます。

そして、この先の大分県社会教育行政の方向性をしっかりと描き、これからの時代を生きるすべての人々の道を社会教育の明かりで照らしてもらえることを期待します。